

正 誤 表 (1/2)

(平成 28 年 7 月 20 日)

下記のとおり誤りがありましたので訂正します。

【対象文書】 電気・機械工事標準積算基準書（平成 28 年 7 月 1 日版）

【訂正内容】 機械設備工事における準備費に含まれる処分費の取り扱い

第Ⅲ編 1-4-2-1 共通仮設費（3-9 ページ）

【誤】

(3) 共通仮設費対象額

ア 共通仮設費対象額は次による。

共通仮設費対象額 = 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 - 処分費等控除額

イ 無償機械貸付評価額及び支給品費は直接工事費, 事業損失防止施設費に含まれるものを対象とする。

ウ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。

エ このほかの費目については, 土木工事標準積算基準書（機械編）による。

【正】

(3) 共通仮設費対象額

ア 共通仮設費対象額は次による。

共通仮設費対象額 = 直接工事費 + (支給品費(材料相当) + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費 - 処分費等控除額

イ 無償機械貸付評価額及び支給品費は直接工事費, 事業損失防止施設費に含まれるものを対象とする。

ウ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。

エ このほかの費目については, 土木工事標準積算基準書（機械編）による。

(編注：赤線下線部を追加する。)

正 誤 表 (2/2)

(平成 28 年 7 月 20 日)

下記のとおり誤りがありましたので訂正します。

【対象文書】 電気・機械工事標準積算基準書（平成 28 年 7 月 1 日版）

【訂正内容】 機械設備工事における準備費に含まれる処分費の取り扱い

第Ⅲ編 1-7-1-1 「処分費等」の取り扱い（3-17 ページ）

【誤】

(2) 「処分費等」の取り扱い表

区分	処分費等が「 <u>共通仮設費対象額+準備費に含まれる処分費</u> 」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「 <u>共通仮設費対象額+準備費に含まれる処分費</u> 」に占める割合が3%を超える場合、または、処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「 <u>共通仮設費対象額+準備費に含まれる処分費</u> 」に占める割合の3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
現場管理費		
一般管理費等		

注意1 本表の「処分費等」には準備費に含まれる処分費を含む。なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根にともなうものである。

注意2 処分費等のうち、率計算の対象とならない金額を「処分費等控除額」とする。

注意3 設計技術費については、処分費等を率計算の対象としない。

注意4 本表により難いときは、別途考慮する。

【正】

(2) 「処分費等」の取り扱い表

区分	処分費等が <u>共通仮設費対象額の3%</u> 以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が <u>共通仮設費対象額の3%</u> を超える場合、または、処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費	<u>処分費等は</u> 全額を率計算の対象とする。	処分費等は <u>共通仮設費対象額の3%の金額を率計算の対象とし</u> 、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
現場管理費	<u>処分費等は</u> 全額を率計算の対象とする。	処分費等は <u>共通仮設費対象額の3%の金額を率計算の対象とし</u> 、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
一般管理費等	<u>処分費等は</u> 全額を率計算の対象とする。	処分費等は <u>共通仮設費対象額の3%の金額を率計算の対象とし</u> 、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

注意1 本表の「処分費等」には準備費に含まれる処分費を含む。なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等にともなうものである。

注意2 処分費等のうち、率計算の対象とならない金額を「処分費等控除額」とする。

注意3 設計技術費については、処分費等を率計算の対象としない。

注意4 本表により難いときは、別途考慮する。

(編注：赤線下線部を訂正する。)